



埼玉県報

第722号
令和8年(2026年)
5月26日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県第6次県庁LAN要件定義支援業務に関する入札公告（情報システム戦略課）
- 文書管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 馬宮土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示（住宅課）
- 県道朝霞蕨線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道朝霞蕨線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告示

埼玉県告示第三百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県第6次県庁LAN要件定義支援業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 単独の事業者による提案であること。複数の事業者による共同提案は認めない。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 諸橋、齋田 電話048-830-2270（直通） kenlan01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

4(3)の入札参加資格の確認申請を行った者に対して、電子メールにより交付する。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月30日（火）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月29日（月）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月29日（月）午後4時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和8年6月30日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年6月12日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

なお、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格の110分の100の価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

また、この公告及び入札説明書等に記載のない事項は、IT（情報システム）調達に係る低入札価格調査実施要領の規定によるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 8 年 5 月 28 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Assistance in Defining Requirements for the 6th Prefectural Government
Local Area Network (LAN) for Saitama Prefecture

(2) Submissions Period for Bids by Electronic Bidding System:

Until 9:00 a.m. on June 30, 2026 (Tuesday)

(3) Submissions Period for Bids by Registered Mail or in Person:

Until 4:00 p.m. on June 29, 2026 (Monday)

(4) Contact Information:

Network and Digital Infrastructure Group
Information Systems Strategy Division
Department of Planning and Finance
Saitama Prefectural Government
3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301, Japan
TEL: 048-830-2270
E-mail: kenlan01@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
文書管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田6丁目15番12号
- 5 契約金額
42,757,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

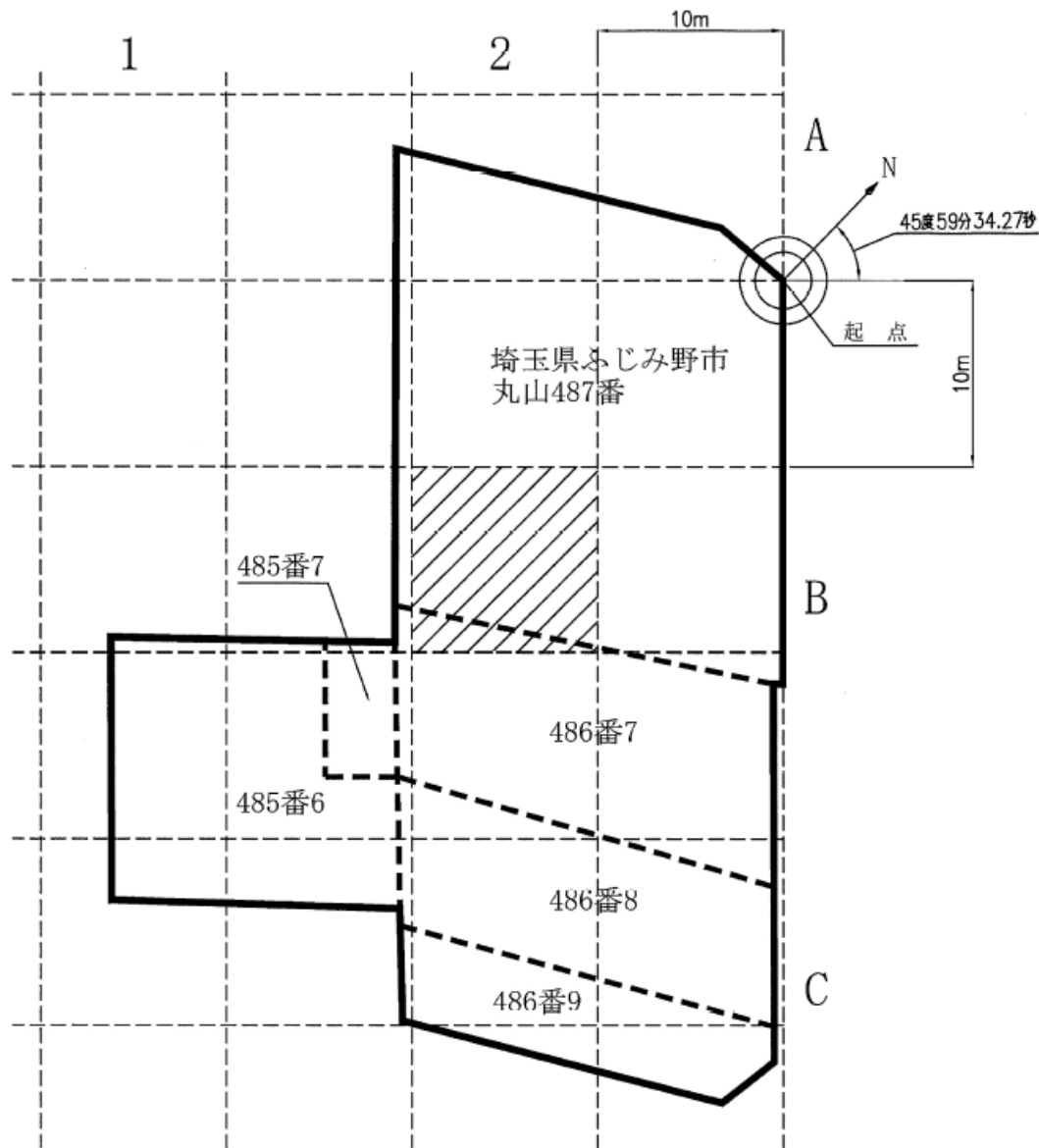
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和八年埼玉県告示第三百三十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

一 令和八年五月二十六日





埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市丸山四百八十六番七の一部及び四百八十七番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別 図



【凡例】

-  : 指定を解除する区域
-  : 敷地境界
-  : 単位区画
-  : 地番境界

【起点】

起点は、埼玉県ふじみ野市丸山487番の最北端とする。

【格子の回転角度(45度59分34.27秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年五月二十日認可した。

令和八年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

馬宮土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県さいたま市

告示

埼玉県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
県営住宅及びこれに併設されている店舗並びに特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 庄司健吾	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日 まで
県営住宅、特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市膝折町五丁目四八九番七 地先から同市膝折町五丁目四八 九番三地先まで	朝霞市膝折町五丁目四八九番七 地先から同市膝折町五丁目四八 九番三地先まで	区 間
七・二八〇 一・二・二〇	七・二八〇 七・八一	敷地の幅員 (メートル)
四・〇三		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

<p>県道朝霞蕨線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市膝折町五丁目四八九番七地先から同市膝折町五丁目四八九番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年五月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和八年五月二十六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四・〇三メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

<p>路 線 名</p>	<p>県道さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>埼玉県志木市中宗岡四丁目一七七五番 三地先 から同市中宗岡四丁目一七五八番一 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年五月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年二月 十八日付け埼玉県朝 霞県土整備事務所 長告示第一号で告示 した道路予定区域の 一部供用開始であ る。 延長五・一二メー トル</p>

告 示

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年五月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫

一 日時

令和八年六月二日 午前十一時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について

ロ その他